

坂東市中小企業新型コロナウイルス感染症対策補助金【概要】

◇制度の目的

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、市内中小企業者が、マスク、消毒液等の消耗品及び非接触型体温計等の備品購入並びに換気設備設置等の工事に要する費用に対し、経費の一部を補助する。

◇補助申請者の資格

要件 (全て満たす方)	市内に事業所を有する中小企業者
	店舗の感染予防対策を実施する事業者
	いばらきアマビエちゃんを導入及び運用していること
	市税等を滞納していない方

※同一の方に対する補助は1回限りとなります。

※フランチャイズ契約を締結している方は対象外です。ただし、事業主が市内に住所を有している場合は対象となります。

※この補助金で申請する補助対象経費を坂東市のこの補助金以外に既に申請した者又は申請する予定がある者は対象外となります。

※代表者及び役員等が暴力団や暴力団員、反社会的団体の構成員である事業者は対象外となります。

◇対象となる経費

令和3年4月1日から令和4年2月28日までに、感染症対策を行う際にかかる以下の経費。(上限5万円。**税抜の金額が補助対象経費**)

補助対象経費 (税抜の金額)	消耗品費 (マスク、フェイスシールド、ゴム手袋、消毒液、手洗い用洗剤等の衛生消耗品を購入する経費)
	備品購入費 (非接触型体温計の購入、仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン・シートや、カード決済・電子マネー導入にかかる経費、その他感染予防対策の物品購入、機器導入にかかる経費)
	工事費、委託料 (パーテーション設置、換気設備設置、手洗い場設置、その他感染予防対策を実施するために必要となる施設にかかる経費)

※補助対象経費は、原則坂東市内に所在を置く事業者に支払をしたものに限ります。

ただし、市内での購入が難しいものは対象経費とすることができます。

◇補助金の額

補助対象経費(税抜の金額)	補助金額
1,000円以上5万円未満	補助対象経費の10/10 (1,000円未満切り捨て)
5万円以上	5万円(限度額)

◇申請期間

申請開始日	受付終了日
令和4年1月17日	令和4年3月11日

◇申請に必要なもの

申請時

- ① 中小企業新型コロナウイルス感染症対策補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- ② 領収書等支払の分かる書類
- ③ いばらきアマビエちゃん宣誓書の写し

請求時

- ④ 中小企業新型コロナウイルス感染症対策補助金請求書(様式4号)

※①と④には同一の印を押印してください。

申請の手続について

- (1) 申請書類(上記①～③)を坂東市役所商工観光課に提出してください。(郵送可)



要件に該当すれば『補助金等交付決定通知』を送付します。

- (2) 補助金等請求書(上記④)を商工観光課に提出してください。(郵送可)

指定口座へ補助金を振込みますので、入金の確認をお願いいたします。